

# 再エネ設備等の導入により、災害時にも防災拠点・避難施設としての機能を発揮する（佐賀県小城市）

事業者：佐賀県小城市

## 対策前



駐車場エリアに太陽光発電設備、蓄電池を設置した

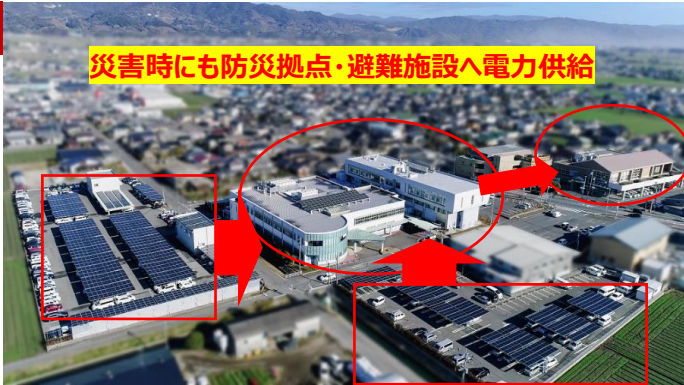


太陽光発電設備で発電した電気は、平時には建物へ電力を供給するとともに、余剰電力は蓄電池に蓄電する



災害・停電時にも太陽光発電設備や蓄電池から電力を供給し、防災拠点・避難施設としての機能発揮が見込まれる

## 対策後



災害時にも防災拠点・避難施設へ電力供給

**対策名：** 66 災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネシステムに関する対策

**主たる施策グループ：** 5-2) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止



**事業名：** 小城市庁舎への再エネ設備等の導入事業

- ポイント**
- 市庁舎、保健福祉センターに太陽光発電設備や蓄電池を導入
  - 災害時においても、市庁舎は防災拠点として、保健福祉センターは避難施設として、各機能を維持

## 地域の概要・課題

近年、台風等の災害が頻発化・激甚化しており、全国各地で大きな被害をもたらしています。また、災害に伴う停電も各地で頻発しています。

行政機能を維持し、迅速に対応するためには、災害時に機能を発揮する拠点（避難所や防災拠点）の非常用電源の確保や停電時に自立可能な再生可能エネルギー設備の導入が非常に有用です。

## 見込まれる効果

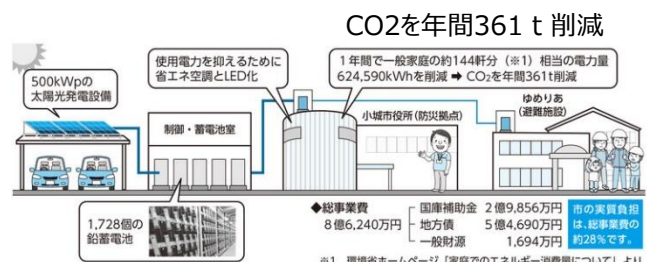
台風、地震や大雨などの災害が発生し、停電により系統からの電気が遮断された際にも、今回導入した太陽光発電設備や蓄電池から小城市庁舎・三日月保健福祉センターへ電気を供給し、空調や照明設備を継続して使用することが可能となり、市庁舎は防災拠点として、保健福祉センターは避難施設として72時間機能を継続することができます。

## 事業の概要

地方公共団体の防災計画において、小城市庁舎は災害時の防災拠点、三日月保健福祉センターは避難所として位置づけられています。小城市本庁舎西側と南側の駐車場エリアにおいて、太陽光発電設備や蓄電池を導入し、それぞれの建物まで、系統に接続せずに電線を敷設しました。

<導入した再エネ設備と蓄電池>

- 太陽光発電設備：552kWp
- 鉛蓄電池：3,456kWh



小城市庁舎事例の概要図

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策  
(1) 人命・財産の被害を防止するための対策

(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策

2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策

(1) 3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

(2) 伝達の高効率化